

選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書の提出
を求める請願

令和 7年 3月 7日

紹介議員

寺長和浩

請願第 5 号



住所 岩手県盛岡市

氏名 盛岡を支える市民の会

牧 一海



電話

選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書の提出を求める請願
請願趣旨

さきの衆議院議員総選挙において争点の一つであった選択的夫婦別姓制度が、今国会において改めて議論され、制度の導入に関心が高まっているが、以下の4点により当該制度は導入すべきではないと考える。

1点目は、国民の多数が現行の夫婦同姓制度の維持を望んでいるからである。内閣府が令和4年3月に公表した調査によれば、選択的夫婦別姓の導入に賛成した人が28.9%である一方、夫婦同姓制度の維持に賛成、つまり選択的夫婦別姓に反対した人が27.0%、夫婦同姓制度を維持しつつ旧姓の通称使用の法制化に賛成した人が42.2%で合計69.2%となっている。そのため、まずは旧姓の通称使用の法制化を優先して実現することで、夫婦同姓によって不利益・不便を抱える国民を救済すべきであり、決して選択的夫婦別姓を優先して導入すべきではない。

2点目は、夫婦別姓が必然的に招く親子別姓によって、親に対する不信感や情緒不安定、学校等でのいじめ等が生じ、子どもへ悪影響を与える可能性を全く考慮していないことからである。

3点目は、選択的夫婦別姓の導入派が夫婦のアイデンティティーを重視する一方、子どものアイデンティティーや家族の一体感への配慮が全くなされていないからである。なお、最高裁の判決では、婚姻に際して「氏の変更を強制されない自由」は、人格的利益ではあるが人格権ではないと考えられ、現行の夫婦同姓制度は日本国憲法第14条等にも反してはいない。

4点目は、夫婦同姓制度は世界でも日本にしかないとの意見がある一方で、諸外国の氏制度はその国の歴史・文化を踏まえたまさに多様なものであり、日本の夫婦同姓制度もその一つであることから、何ら批判されるべきものではないからである。

よって、国におかれては、安易に選択的夫婦別姓制度を導入することなく、課題の解決に向けて下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 旧姓の通称使用を拡充する法制度を優先的に創設すること。
- 2 選択的夫婦別姓制度に係る国民の見解・認識を正確に把握することの重要性に鑑み、慎重に国民の真意を把握すること。
- 3 選択的夫婦別姓制度が子どもに与える影響への研究・分析が不十分なことから、専門家等による調査のための委員会を設置すること。

請願事項

上記の通り、地方自治法第99条の規定により、国及び関係機関に対し意見書を提出すること。

令和 7年 3月 7日